

省エネ一斉行動「できることから ECO アクション！」実施要領

（目的）

第1 この要領は、温暖化防止いわて県民会議（以下、「県民会議」という。）の取組の一環として、温室効果ガス排出量の削減のため、県内事業所の脱炭素の取組を促進することを目的とする。

（実施内容）

第2 県内事業所は、年間を通して脱炭素に資する取組を一斉に行うものとする。

（実施内容の報告）

第3 第2の取組の実施内容について、取組報告書（別紙1）により、別に定める期間までに県民会議に報告するものとする。

（実施内容の公表）

第4 県民会議は、第2の実施内容を取りまとめ、公表するものとする。

（表彰）

第5 県民会議会長は、第2の取組を実施した県内事業所のうち、特に優れた取組を実施した事業所について、別に定めるところにより表彰するものとする。

2 県民会議は、前項の規定により表彰された事業所の取組について広く周知し、その優良事例が展開されるよう努めるものとする。

（補則）

第6 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月22日から施行する。